

## 宮城県中小企業融資制度要綱等改正の要点 (令和8年4月1日施行)

### 1. 融資利率の改定

令和8年4月1日融資実行分から各資金の融資利率を0.4%引上げ。

ただし、みやぎ中小企業復興特別資金及び二重債務対策資金については据置き、事業承継資金については、0.35%引上げ。

### 2. モニタリング強化型特別資金の創設

「モニタリング強化型特別保証制度」が創設されたことに伴い、県制度においても、「モニタリング強化型特別資金」を創設。

### 3. 緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）の事象指定期間の延長及び新規事象の指定

本資金における知事が指定する事象及び取扱期間は以下のとおり。

○令和7年米国の関税措置に伴う経済変動

（取扱期間） 令和7年6月20日(金)から令和9年3月31日(水) 信用保証協会申込分まで

○令和8年3月原油価格上昇等による経済変動

（取扱期間） 令和8年4月1日(水)から令和8年9月30日(水) 信用保証協会申込分まで

### 4. 事業再生計画実施支援資金（経営改善・再生支援強化枠）の取扱期間の延長

「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」の取扱期間が令和9年3月31日まで延長され、また、令和8年4月1日以降の保証申込分から国の補助率が改正されたことから、本資金についても、同様に改正。

### 5. みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間の延長

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限が令和9年3月31日まで延長されたことから、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を令和9年3月31日まで延長。（当該資金利用者で直接被害のあった事業者に対する利子補給も継続。）

※本資金の資金用途については、本資金の既往借入金の借換え又は宮城産業復興機構若しくは(株)東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し資金に限る。

### 6. 災害復旧対策資金（一般枠）の災害指定の期間終了

本資金における知事が指定する災害として、以下事象の指定を令和8年3月31日融資実行分をもって終了。

①令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波      ②令和7年クマ出沒

### 7. がんばる中小企業応援資金の保証料割引対象の認証等の追加

県等が実施する各種認証等制度に積極的に取り組む中小企業者が、経営基盤の強化を図るため、本資金を活用しようとする際に、保証料を0.2%割り引くこととしており、割引対象となる認証等に以下2点を追加。

①えるぼし認定      ②くるみん認定

## 8. 環境安全管理対策資金の廃止

地球環境の保全及び品質・衛生管理の促進を図るため、低公害車の購入等を融資対象としてきたものの、利用が低調であり、かつ、他の既存資金（SDGs推進資金等）での活用が可能であるため、令和8年3月31日をもって廃止。

省エネ設備の導入費用については、改正後の省エネ・再エネ推進支援資金を、また、ISO 14001及びISO 9000シリーズの認証取得又はHACCP対応設備導入等に当たっては、SDGs推進資金の活用を御検討ください。

## 9. 再生可能エネルギー推進支援資金の融資対象範囲の拡大及び資金名称の変更

省エネルギー化を図るための設備導入費用も融資対象に加え、資金名称を「省エネ・再エネ推進支援資金」に改正。

再生可能エネルギー推進支援資金	(改正後) 省エネ・再エネ推進支援資金
<p>再生可能エネルギー設備（※1）を県内に設置し、発電事業を行う県内の中小企業者</p> <p>※1 中小企業信用保険法施行規則別表2-2に掲げる設備 (例) 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電設備</p>	<p>【追加】 省エネルギー化を図るための設備（※2）を導入する県内の中小企業者</p> <p>※2 中小企業信用保険法施行規則別表2-1に掲げる設備 (例) 熱交換器、省エネルギー型工業炉、省エネルギー型プレス等</p> <p>継続</p> <p>再生可能エネルギー設備を県内に設置し、発電事業を行う県内の中小企業者</p>

## 10. 制度融資資金条件変更措置実施要綱の改正

既往債務の融資条件の変更措置について、1年間延長。